

# 成年後見制度とは？

成年後見制度とは、認知症・知的障害・精神障害などによって判断能力が十分ではない方を法的に支援する制度です。

成年後見制度には、次のようなタイプがあります。

| 区分   | 本人の判断能力  | 援助者   |                  |
|------|--|-------|------------------|
| 補助   | 不十分  | 補助人   | 監督人を選任することがあります。 |
| 保佐   | 著しく不十分   | 保佐人   |                  |
| 後見   | 全くない   | 成年後見人 |                  |
| 任意後見 | 本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約に当たって任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。 |       |                  |

\* 援助者には、必要に応じて、複数の人や法人を選任することもあります。

## 成年後見制度についてのお問い合わせ先

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| 成年後見制度についてのご相談は                | <p>各市区町村の <b>地域包括支援センター</b> または <b>社会福祉協議会</b></p> <p>* 障害者の方の相談窓口は、市区町村及び市区町村が委託した指定相談支援事業者となりますので、ご注意ください。</p>  |
| 法的トラブルで困ったときのお問い合わせ            | <p><b>日本司法支援センター（法テラス）</b></p> <p><a href="https://www.houterasu.or.jp/">https://www.houterasu.or.jp/</a></p> <p>0570-078374</p> <p>平日9:00~21:00 土曜日9:00~17:00</p> <p>* 固定電話からは全国どこでも3分8.5円（税別）で通話することができます。</p> <p>* IP電話からは「03-6745-5600」にお電話ください。</p>      |
| 任意後見契約については                    | <p><b>日本公証人連合会</b></p> <p>TEL 03-3502-8050</p> <p><a href="http://www.koshonin.gr.jp/">http://www.koshonin.gr.jp/</a></p> <p>または <b>全国の公証役場</b></p>   |
| 成年後見の申立てを行うための手続、必要書類、費用等については | <p><b>裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）</b></p> <p>後見ポータルサイト <input type="button" value="検索"/></p> <p><a href="http://www.courts.go.jp/koukenp/">http://www.courts.go.jp/koukenp/</a></p> <p>成年後見の申立てを行うための手続に関するご案内や、定型的な申立書とその記入例を提供しています。また、家庭裁判所の所在地や電話番号を掲載しています。</p> |

# 成年後見制度を利用される方のために



## 家庭裁判所

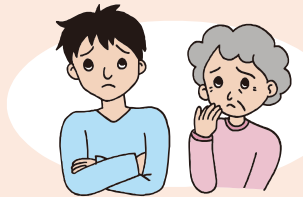
# 手続の流れ

## 申立て

判断能力が十分ではない方が  
たとえば…

- 家を売りたいとき
- 福祉サービスを受けたいとき
- 遺産分割をしたいとき

1人するには不安がある。  
1人ではできない。



● 補助 / 保佐 / 後見  
の開始の申立て



[申立時に提出していただくもの]

- 申立書
- 診断書（成年後見用）
- 申立手数料（1件につき800円分の収入印紙）
- 登記手数料（2,600円分の収入印紙）
- 郵便切手
- 本人の戸籍謄本

など

詳しくは、家庭裁判所に用意されている  
一覧表などでご確認ください。

● 任意後見監督人  
選任の申立て

## 任意後見 契約

公正証書に  
よって行います。

公証役場



判断能力が不十分になったとき

\*申立て後は、裁判所の許可を得なければ取り下げることはできません。

## 調査等

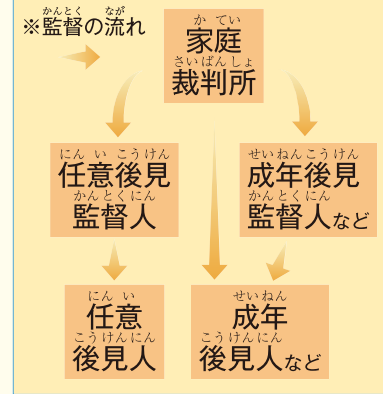
★裁判所から事情をお尋ね  
することがあります。



★本人の判断能力について  
鑑定を行うことがあります。  
(別途費用がかかります。)

## 審

## 監督



## 援助



## 判

## 成年後見登記

審判内容は戸籍には記載されません。



# 成年後見制度

— 利用をお考えのあなたへ —



もくじ

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| 1 成年後見制度の利用           | P1  |
| 2 成年後見人等の仕事について       | P3  |
| 3 成年後見制度について          | P5  |
| 4 手続の流れ               | P7  |
| 5 申立てについて             | P9  |
| 6 成年後見人等の選任           | P10 |
| 7 適切な後見等事務を行っていただくために | P11 |
| 8 後見等事務及び報告           | P13 |
| 9 後見等の終了              | P14 |

# 1 成年後見制度の利用

— 成年後見制度を使う前は —

1

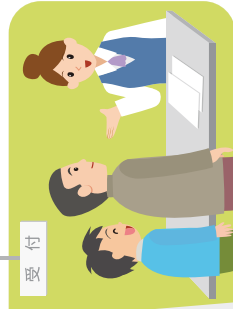
2

3

4

これからも安心して暮らしていくために  
 成年後見制度の利用を考えてみましょう

— 成年後見制度を使うと —



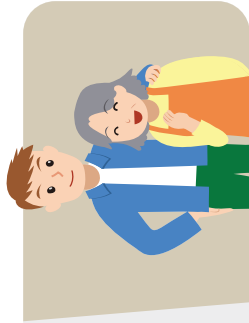
成年後見人等が私の代わりに、銀行で  
 手続をしてください。これからの生活は  
 成年後見人等がサポートしてくれるので  
 安心です。



成年後見人等が相談にのってくれた。  
 そしてサポートを受けながら、  
 今までもどおり自分の家で生活を続ける  
 こととなった。



たとえ、だまされて契約してしまっても、  
 成年後見人等がその契約を取り消して  
 くれる。



息子が任意後見人になってくれた。  
 息子が私をサポートしてくれることに  
 なったので心強い。

※ 成年後見人等とは、補助人、保佐人、成年後見人のことをいいます。  
 ▶ 詳しくは「成年後見制度について」(5・6ページ)をお読み下さい。

# 2 成年後見人等の仕事について

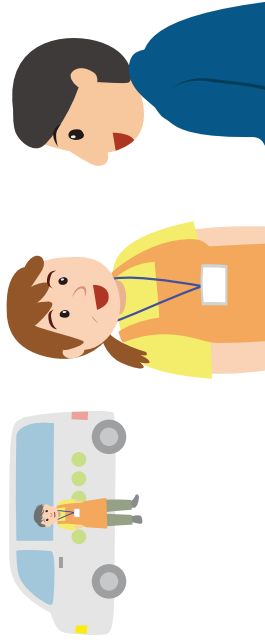
## 1 成年後見人等として何をするか、計画を立てます。

まず、ご本人がどのような生活をしているか、  
 どのくらい財産を持っているか調べてご本人に  
 合った生活のしかたやお金をどう使っていくか  
 などを考えます。



## 2 ご本人の希望などを聞いて、必要な手続を行います。

ご本人の思いや生活のようすを考えると、必要な  
 福祉サービスを選んだり、年金を受け取るために  
 必要な手続を行ったりします。





成年後見人等は、次のようなことを行います。

3 お金のトラブルからご本人を守ります。

ご本人が、悪買業者にだまされて、必要のないものを買わされるなどのトラブルに巻き込まれた場合には、その契約を取り消すことができます。



4 ご本人の生活のようすを家庭裁判所に報告します。

ご本人の健康状態や暮らしぶり、お金や土地がどのくらいあるかについて家庭裁判所に報告します。



# 3 成年後見制度について

成年後見制度とは??

認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方（ここでは「ご本人」といいます。）について、ご本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、ご本人を法律的に支援する制度です。



Q 成年後見制度にはどのような種類がありますか？

A 任意後見制度と法定後見制度があります。

- 判断能力が不十分になる前に ①『任意後見制度』へ
- 判断能力が不十分になってから ②『法定後見制度』へ

## 1 任意後見制度

ご本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめご本人自身が選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって締結されますので、その手続や費用については、最寄りの公証役場におたずねください。

任意後見契約締結



# 4 手続の流れ

## 2 法定後見制度

ご本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。ご本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3つの制度が用意されています。

### 法定後見制度の3種類

|                                 | 補助                  | 保佐   | 後見            |
|---------------------------------|---------------------|--|---------------|
| 対象となる方                          | 判断能力が不十分な方          | 判断能力が著しく不十分な方                              | 判断能力が全くない方    |
| 成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為<br>(※1) | 申立てにより裁判所が定める行為(※2) | 借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為 | 原則としてすべての法律行為 |
| 成年後見人等が代理することができる行為<br>(※3)     | 申立てにより裁判所が定める行為     | 申立てにより裁判所が定める行為                            | 原則としてすべての法律行為 |

※1 成年後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為(日用品の購入など)は含まれません。

※2 民法13条1項記載の行為(借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など)の一部に限ります。

※3 ご本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。

※ 保佐制度及び後見制度の利用により、ご本人が一定の資格や地位を失う場合があります。

※ 補助開始の審判、補助人に同意権・代理権を与える審判、保佐人に代理権を与える審判をする場合には、ご本人の同意が必要です。

## 市区町村・民間団体等

市区町村に設置されている地域包括支援センターや社会福祉協議会等、成年後見制度に関する専門職の団体(弁護士会、司法書士会、社会福祉士会など)に、成年後見制度を利用するための手続、必要な書類、成年後見人等になってくれる方の確保などについて、あらかじめ相談することができます。

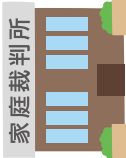


裁判所での手続説明を希望される場合は、家庭裁判所の手続案内へ

## 家庭裁判所

### 手続案内

後見等の開始の手続の流れや、申立てに必要な書類等について、ご説明します(説明用のDVDもご覧いただけます。)



- 1 申立て**
  - 申立てには、申立書などの書類や、申立手数料などの費用が必要です。
  - 来庁する日時について、電話で予約をしていただく家庭裁判所もあります。
- 2 調査等**
  - 裁判所から事情をお尋ねすることがあります。  
※ご本人の判断能力について鑑定を行うことがあります(別途費用がかかります)。
- 3 審判**
  - 後見等の開始の審判をすると同時に成年後見人等を選任します。
- 4 報告**
  - 成年後見人等は、選任後速やかに、ご本人の財産や生活の状況を確認して、財産目録及び収支予定表を作成し、家庭裁判所に提出します。
  - 成年後見人等には、原則として少なくとも年に1回、ご本人の生活や財産の状況などの報告を求めています。



## Q 申立てについて

- Q1 申立てはどこの裁判所でもできますか？  
 Q2 誰でも申立てができますか？  
 Q3 申立てにはどのような書類が必要ですか？また、費用はかかりますか？  
 Q4 鑑定が必要な場合があると聞きましたが、どのような場合ですか？  
 Q5 申立てを取り下げることができますか？

### A ▶ 詳しくは 9 ページへ

## Q 成年後見人等の選任

- Q1 成年後見人等にはどのような人が選ばれますか？  
 Q2 成年後見人等は、選任されたらまずどのようなことをするのですか？

### A ▶ 詳しくは 10 ページへ

## Q 適切な後見等事務を行っていただくために

- Q1 成年後見人等による適切な後見等事務をサポートするための方策はどのようなものがありますか？  
 Q2 後見制度支援信託の仕組みや手続の流れはどのようなものですか？

### A ▶ 詳しくは 11 ページへ

## Q 後見等事務及び報告

- Q1 成年後見人等に選任された後、どのようなことに注意する必要がありますか？  
 Q2 後見等事務の報告はどれくらいの頻度で行うのですか？  
 Q3 成年後見人等に報酬は支払われますか？  
 Q4 住所を変更した場合はどうすればよいですか？

### A ▶ 詳しくは 13 ページへ

## Q 後見等の終了

- Q1 成年後見人等の仕事はいつまで続きますか？  
 Q2 成年後見人等の仕事が終了した後はどのようなことをするのですか？

### A ▶ 詳しくは 14 ページへ



# 5 申立てについて



## Q1 申立てはどこの裁判所でもできますか？

A 申立ては、ご本人の住所地を管轄する家庭裁判所にしてください。管轄の家庭裁判所がわからない場合は最寄りの家庭裁判所におたずねください。

## Q2 誰でも申立てができますか？

A 申立てをすることができる方は、ご本人、配偶者、四親等内の親族などです。その他に市区町村長が申し立てることができます。

- ※ ご本人から見て次の方たちが、四親等内の主な親族に当たります。  
 ・ 親、祖父母、子、孫、ひ孫  
 ・ 兄弟姉妹、甥、姪  
 ・ 配偶者の親、子、兄弟姉妹  
 ・ おじ、おば、いとこ

## Q3 申立てにはどのような書類が必要ですか？また、費用はかかりますか？

A 申立てに必要な書類や費用のうち、主なものは次のとおりです。

- 申立書
  - 診断書（成年後見用）  
 ※ 申立書及び診断書（成年後見用）の用紙は家庭裁判所や裁判所ウェブサイト（裏表紙をご覧ください。）から入手できます。
  - 申立手数料（1件につき 800 円分の収入印紙）  
 ※ 補助や保佐において、代理権や同意権を付与する審判を同時に申し立てる場合は、これらの申立てそれぞれにつき収入印紙 800 円分が必要になります。
  - 登記簿記手数料（2,600 円分の収入印紙）
  - 郵便切手
  - ご本人の戸籍謄本
  - 鑑定料（鑑定を行う場合） など
- 詳しくは、家庭裁判所に用意されている一覧表などでご確認ください。

## Q4 鑑定が必要な場合があると聞きましたが、どのような場合ですか？

A ご本人の判断能力の程度を慎重に判断するため、医師による鑑定を行うことがあります。この場合は、鑑定料が必要になります。鑑定料は個々の事案によって異なります。  
 ※ 鑑定料を含め申立てに必要な手続費用は、原則として申立人に納めていただくこととなります。なお、経済的に余裕がない方については、市区町村による助成を利用できる場合があります。詳しくは市区町村の窓口におたずねください。

## Q5 申立てを取り下げることができますか？

A 申立てをすると、家庭裁判所の許可を得なければ取り下げることができません。例えば、申立人が候補者として推薦の方が成年後見人等に選任されそうにないという理由では、原則として申立ての取下げは認められません。

# 6 成年後見人等の選任



Q1 成年後見人等にはどのような人が選ばれますか？

A 家庭裁判所では、後見等の開始の審判をすると同時に成年後見人等を選任します。成年後見人等の選任に当たっては、家庭裁判所が、ご本人にとって最も適任と思われる方を選任します。

申立ての際に、ご本人に法律上又は生活面での課題がある、ご本人の財産管理が複雑困難であるなどの事情が判明している場合には、弁護士、司法書士、社会福祉士など、成年後見人等の職務や責任についての専門的な知識を持っている専門職を成年後見人等に選任することがあります。

なお、誰を成年後見人等に選任するかという家庭裁判所の判断については、不服申立てをすることはできません。

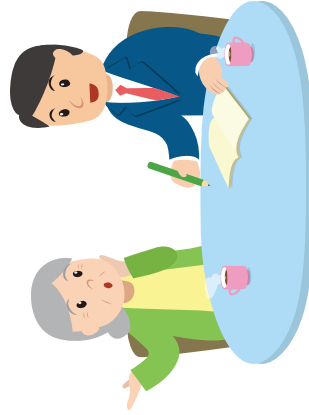
Q2 成年後見人等は、選任されたらまずどのようなことをするのですか？

A 成年後見人等は、選任後速やかに、面談などを通じてご本人の生活の状況や今後の生活上の希望等を確認します。また、銀行等へ必要な届出を行い、後見等事務の方針を立てた後、財産目録及び収支予定表を作成し、家庭裁判所に提出します。

※ 銀行等へ必要な届出を行う際に、登記事項証明書の提出を求められることがあります。登記事項証明書には後見等の開始の審判の内容が記載されており、法務局で取得することができます。

※ 財産目録とは、ご本人の預貯金や不動産などの財産がどれくらいあるのかを記載した書面です。

※ 収支予定表とは、ご本人の収入と支出の予定について、生活状況を踏まえて記載した書面です。



## 成年後見人の選任

# 7 適切な後見等事務を行っていただくために

Q1 成年後見人等による適切な後見等事務をサポートするための方策はどのようなものがありますか？

## ● 後見監督人等の選任

予定されている後見事務が複雑困難である場合には、家庭裁判所は、成年後見人等の事務をサポートするため、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職を後見監督人等に選任することがあります。

## ● 後見制度支援信託の利用

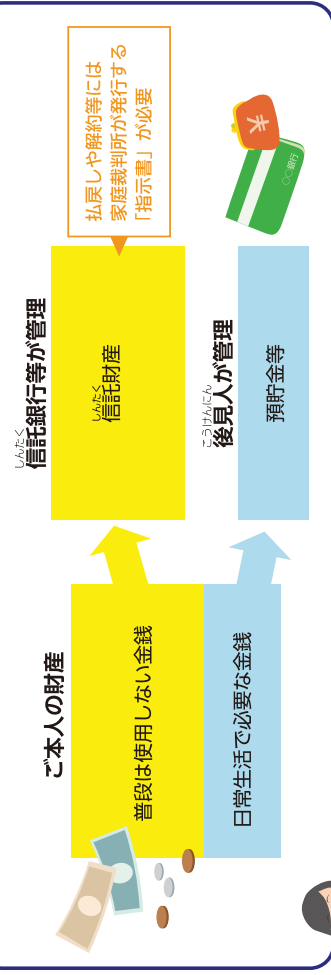
成年後見人に適切に財産を管理していただくための一つの選択肢として、後見制度支援信託の利用を検討する場合があります。

後見制度支援信託とは、ご本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として成年後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みです。

この仕組みを利用することによって、成年後見人は日常的に必要な金銭を管理することになり、財産管理の負担が軽減されるとともに、家庭裁判所への報告も容易になるメリットがあります。

※ 後見制度支援信託は、成年後見と未成年後見において利用することができます。補助、保佐及び任意後見では利用できません。

## 後見制度支援信託の仕組み(イメージ図)



※ ご本人のために急に多額の金銭が必要となることもありますので、家庭裁判所では、指示書を迅速に発行するように配慮しています。

適切な後見等事務を行っていただくために





## Q2 成年後見人等が 家庭裁判所に報告 の流ればどのようなものですか？

A



● **後見制度支援信託の利用の適否についての検討**  
成年後見人は、ご本人の生活状況や財産状況を踏まえて検討し、後見制度支援信託の利用に適しているか否かについて、家庭裁判所に報告します。

● **信託契約締結**

家庭裁判所は、後見制度支援信託の利用に適していると判断した場合は、信託契約を締結するための指示書を成年後見人に交付します。成年後見人は信託銀行等に指示書を提出し、信託契約を締結します。

● **信託銀行等からの払戻し・追加信託**  
信託契約の締結後、信託銀行等からの払戻しや追加して信託を行う必要が生じる場合があります。

いずれの手続にも家庭裁判所が発行する指示書が必要です。

※ 後見制度支援信託を利用する際に、専門職が後見人又は後見監督人として関与した場合には家庭裁判所の定める報酬が必要となります(別途、信託銀行等の管理報酬が生じる場合があります)。なお、信託契約の締結後、専門職が関与する必要性がなくなれば、専門職は辞任します。

ご本人の財産を適切に管理するための、その他の仕組みについて

一部の金融機関では、後見制度支援信託と同様の仕組みとなっている預金や、預入れ・払戻しの際に後見監督人等の関与を必要とする預金の取扱も行われています。詳しくは、最寄りの家庭裁判所におたずねください。



# 8 成年後見人等選任された後、 どのようなことに注意する必要がありますか？



Q1 成年後見人等を選任された後、どのようなことに注意する必要がありますか？

A

成年後見人等は、ご本人の意向を尊重し、安定した生活を送ることができるよう、ご本人の身上に配慮する必要があります。  
また、財産を適切に管理する義務を負っていますので、成年後見人等がご本人の財産を不適切に管理した場合には、成年後見人等を解任されるほか、損害賠償請求を受けるなど民事責任を問われたり、業務上横領などの罪で刑事責任を問われたりすることもあります。

Q2 後見等事務の報告はどれくらいの頻度で行うのですか？

A

家庭裁判所は、必要に応じて成年後見人等に後見等事務の状況の報告を求めており、この報告により、成年後見人等が適切に事務を行っているか確認します。  
現在、成年後見人等は、一般的には1年に1回、決められた時期に後見等事務の状況を報告するように求められています。

Q3 成年後見人等に報酬は支払われますか？

A

成年後見人等や後見監督人等は、家庭裁判所に報酬付与の申立てを行った場合には、家庭裁判所の定めた報酬をご本人の財産から受け取ることができます(家庭裁判所の許可なくご本人の財産から報酬を受け取ることではできません)。  
※ 任後見監督人についても、家庭裁判所に対して報酬付与の申立てを行った場合には、家庭裁判所の判断により、ご本人の財産から報酬が支払われることとなります。

Q4 住所を変更した場合はどうすればよいですか？

A

ご本人や成年後見人等の住所を変更したときは、法務局に「変更の登記」を申請してください(申請の手続については、最寄りの法務局におたずねください)。  
また、その際には家庭裁判所に連絡してください。



！ 裁判所のウェブサイト(裏表紙をご覧ください)では、成年後見人等の仕事と責任についてわかりやすく説明した動画も配信しています。

# 9 成年後見等の終了



**Q1** 成年後見人等の仕事はいつまで続きますか？

**A** 成年後見人等の仕事は、ご本人が病氣などから回復し判断能力を取り戻るか、ご本人が亡くなるまで続きます。申立てのきっかけとなった当初の目的（例えば、保険金の受領や遺産分割など）を果たしたら終わりのものではありません。  
なお、成年後見人等を辞任するには、家庭裁判所の許可が必要となります。

**Q2** 成年後見人等の仕事が終了した後はどのようなことをするのですか？

**A**

- 家庭裁判所への連絡及び報告  
ご本人が亡くなった場合は、まず、家庭裁判所に連絡し、その後の事務について確認してください。
- 法務局への登記の申請  
家庭裁判所への連絡等のほか、法務局に「終了の登記」を申請してください（申請の手続については、最寄りの法務局におたずねください）。



# 成年後見制度についてのお問い合わせ先



## 成年後見制度の利用や申立てについてのご相談

**各市区町村の 地域包括支援センター** または **社会福祉協議会**  
ちいき ほうかく しえん ちやかいふくし きようぎ かい  
 ※ 障害者の方の相談窓口は、市区町村及び市区町村が委託した指定相談支援事業者となります。

※ 地域包括支援センターの連絡先などのお問い合わせについては、各市区町村の窓口におたずねください。  
 ※ 法定後見制度を利用する際に必要な経費を助成している市区町村もあります。  
 詳しくは、各市区町村の窓口におたずねください。

**法的トラブルで困ったときのお問い合わせ**  
**日本司法支援センター（法テラス）**  
にほんしほうしえん ぽん

<https://www.houterasu.or.jp/>  
 ※ 固定電話からは、全国どこでも 3 分 8.5 円（税別）で通話することができます。  
 ※ IP 電話からは「03-6745-5600」にお電話ください。

**一般社団法人信託協会リーフレット**  
しんたくきょうかい

<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/document/pamphlet.html>

**成年後見登記に関する申請等について**  
**法務省ホームページ**  
ほうむしよ

<http://www.moj.go.jp/>  
 ※ 登記されていないことの証明申請書は、最寄りの法務局・地方法務局から取り寄せることができるほか、法務省ホームページからダウンロードすることも可能です。詳しくは、最寄りの法務局・地方法務局におたずねください。

**任意後見契約について**  
**日本公証人連合会** または **全国の公証役場**  
にほんこうしやうじんれんごうかい

<http://www.koshonin.gr.jp/> TEL 03-3502-8050

**成年後見制度の申立てや手続のご案内**  
**裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）**  
さいばん とうけん

<http://www.courts.go.jp/kouken/> **後見ポータルサイト** **検索**  
 ※ 手続のご説明のほか、最寄りの家庭裁判所や申立書式等をご紹介しています。



# 水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

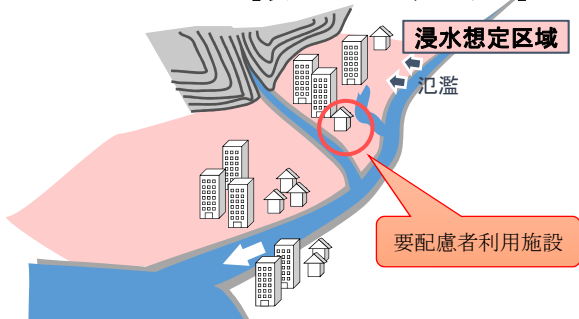
※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。



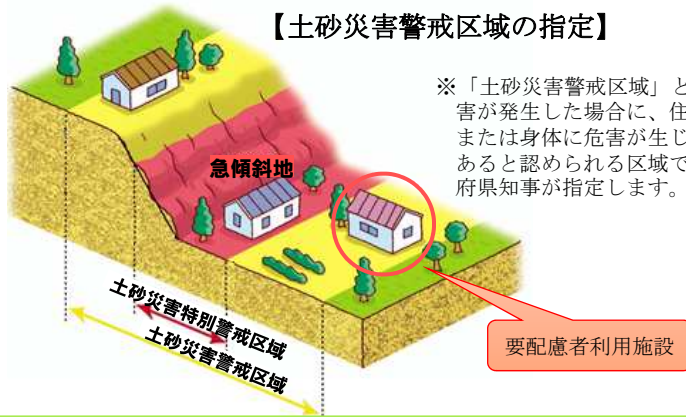
浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。

### 【浸水想定区域の指定】



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

### 【土砂災害警戒区域の指定】



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

## 要配慮者利用施設

とは…

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

#### 【社会福祉施設】

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設
- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター 等

#### 【学校】

- ・幼稚園
- ・義務教育学校
- ・特別支援学校
- ・小学校
- ・高等学校
- ・高等専門学校
- ・中学校
- ・中等教育学校
- ・専修学校（高等課程を置くもの） 等

#### 【医療施設】

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

※国土交通省水管理・国土保全局のホームページに「避難確保計画の作成の手引き」を掲載していますので、計画作成の参考としてください。

# 1

## 避難確保計画の作成

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保**を図るために必要な次の事項を定めた計画です。
  - 防災体制
  - 避難誘導
  - 施設の整備
  - 防災教育及び訓練の実施
  - 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
  - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。



## 2

### 市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を市町村長へ報告する必要があります。

- 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
- 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

## 3

### 避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらおうなど、**多くの方々**が避難訓練に参加することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。



避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！

避難体制の確認



避難確保計画の作成



職員や利用者への学習会



避難訓練の実施



### 問い合わせ先

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること  
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の指定に関すること

洪水浸水想定区域（国管理河川）

国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所 TEL：086-223-5101

洪水浸水想定区域（県管理河川）

岡山県 土木部 河川課 TEL：086-226-7479

土砂災害警戒区域等

岡山県 土木部 防災砂防課 TEL：086-226-7482

法改正に関すること

水防法関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL：03-5253-8111（代表） URL：<http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/index.html>



### 資料 1

土砂災害に対する備えを行うために重要な情報や情報の入手方法を記載しています。

各施設利用者への情報発信や各施設の避難計画の作成に利用してください。

### 資料 2

土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれのある区域について「土砂災害警戒区域」として指定を行っています。

「土砂災害警戒区域」はおかやま全県統合型 GIS で確認できますので、各施設の地区における土砂災害に対するリスクを確認してください。

おかやま全県統合型 GIS

(<http://www.gis.pref.okayama.jp/pref-okayama/Portal>)

### 資料 3

要配慮者利用施設を対象とした、「防災情報」に対して「求められる行動」を示したチラシです。

提供する電子データを印刷していただき、施設の職員や施設利用者の目につくところに掲示し、防災情報に対して的確な避難行動ができるよう活用してください。

# 土砂災害から身を守るために!

土砂災害は、予測の難しい災害ですが、発生する場所や時間はある程度特定することができます。

## 土砂災害から身を守るために最低限知っておくと良い3つのこと!

### 1 住んでいる場所の確認!

土砂災害の約 6 割は、「土砂災害警戒区域」で発生しています。普段から自分の家が「土砂災害警戒区域」にあるかどうか事前に確認しておく事が大事です。また、避難場所や安全な避難経路についても事前に確認しておくことが大事です。

※ただし、土砂災害の 4 割は、「土砂災害警戒区域」以外でも発生しています。

→お住まいの地域が「土砂災害警戒区域」かどうか、市町村が発行しているハザードマップもしくは、おかやま全県統合型GISから確認できます。

### 2 雨が降りだしたら「土砂災害警戒情報」に注意する!

土砂災害が発生する多くの場合は「土砂災害警戒情報」が発表されています。雨が降り出したら、防災気象情報(大雨注意報・警報、土砂災害警戒情報等)に注意しましょう。

→防災情報メール配信サービスを行っています。岡山県ホームページからも確認できます。

### 3 土砂災害警戒情報が発表されたら早めに避難する!

危険な箇所に住んでいる方は、土砂災害警戒情報が出たら早めに近くの避難所などの安全な場所に避難しましょう。また、土砂災害の多くは一階で被災しています。豪雨などでどうしても避難所への避難が困難なときは、次善の策として、近くの頑丈な建物の二階以上に緊急避難したり、それも難しい場合は家の中でより安全な場所(例えば、がけから離れた部屋や二階)に避難しましょう。

→「自らの身は自らで守る」という意識を持ち、避難方法等について事前の備えが大切です

## 岡山県から発信している情報

■ お住まいの地域の土砂災害の危険性を確認するためには・・・  
【おかやま全県統合型GIS】で検索

<http://www.gis.pref.okayama.jp/map/top/>

The image shows a screenshot of the 'Okayama Prefecture Integrated GIS' website. The main navigation bar includes '掲載マップ一覧' (List of Published Maps) and 'マップ選択' (Map Selection). Under 'マップ選択', there are several map categories: '防災情報' (Disaster Information), '土地利用情報' (Land Use Information), '河川・河川敷' (Rivers/Riverbanks), '土砂災害警戒区域' (Landslide Hazard Zones), and '土砂災害警戒区域等' (Landslide Hazard Zones, etc.). A red box highlights the '土砂災害警戒区域等' category, with an arrow pointing to a larger map view on the right. This larger map view shows a detailed map of a region with various colored overlays representing hazard zones. A pink text box above the map says '土砂災害警戒区域等が地図上から確認できます' (Landslide hazard zones, etc. can be confirmed on the map). Below the map, there is a red text box that says '裏面もご覧ください' (Please also check the back side).

■ 防災気象情報等を確認するためには・・・

【土砂災害警戒情報】

大雨により土砂災害のおそれが高まったとき、県と気象台が共同で市町村ごとに発表する防災情報を確認できます

<http://www.bousai.pref.okayama.jp/bousai/index.jsp>



県HPより、「防災・災害情報」をクリック

メールによる配信も行っております。  
<http://www.bousai.pref.okayama.jp/bousai/>



おokayama防災ポータルより確認できます。



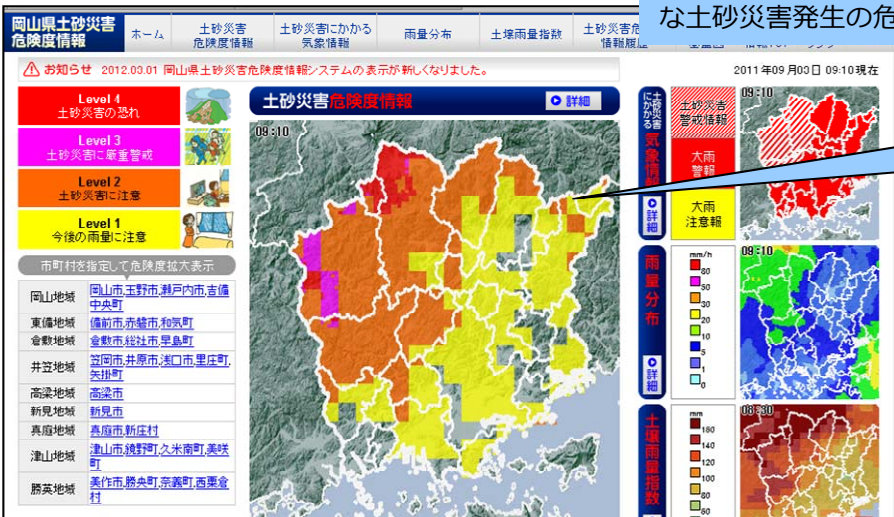
QRコード



【岡山県土砂災害危険度情報】で検索

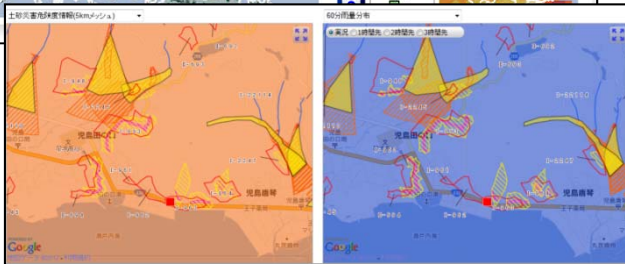
<http://www.d-keikai.bousai.pref.okayama.jp/pc/>

土砂災害警戒情報を補足する情報として、地域の詳細な土砂災害発生危険性をお知らせする情報です



メッシュ毎に危険度（4段階）の着色表示

拡大表示して、土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域と重ねて確認することで、どこで土砂災害の危険性が高まっているかをより詳細に把握できる。



QRコード



裏面もご覧ください



# 土砂災害防止法とは

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律



土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。



## 基礎調査の実施

都道府県が、土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などを調査します。

都道府県知事は、市町村長の意見を聞いた上で区域を指定します。

## 土砂災害警戒区域の指定 〈土砂災害のおそれがある区域〉

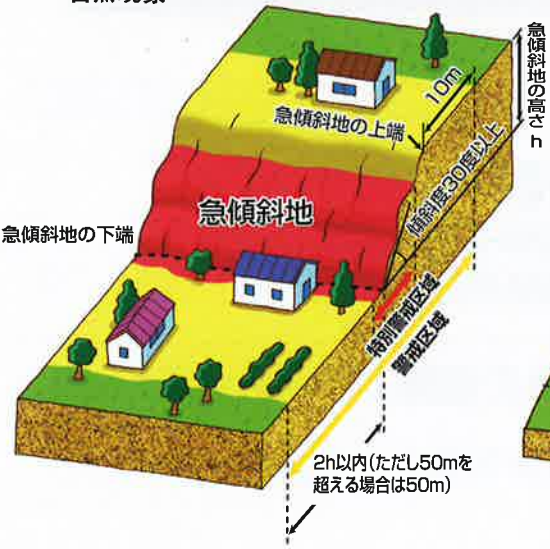
## 土砂災害特別警戒区域

〈建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域〉

こんな場所が  
区域指定の  
対象となります。

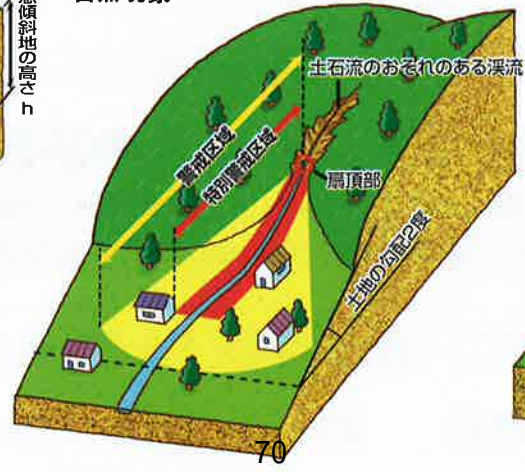
### がけ崩れ

※傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象



### 土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象



### 地滑り

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象

